

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日条例第90号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成二十四年十二月二十一日
条例第九十号

改正 平成二五年 七月 九日条例第四八号 平成二六年 三月二五日条例第二九号
平成三〇年 三月二三日条例第一五号 令和 三年 三月 九日条例第九号
令和 三年 七月二〇日条例第二四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 指定に係る申請者の資格（第三条）
- 第三章 指定障害者支援施設等の一般原則（第四条）
- 第四章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
 - 第一節 人員に関する基準（第五条―第八条）
 - 第二節 設備に関する基準（第九条・第十条）
 - 第三節 運営に関する基準（第十一条―第六十一条）
- 第五章 雑則（第六十二条）

附則

- 第一章 総則
(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十八条第三項において準用する法第三十六条第三項第一号に規定する者並びに法第四十四条第一項に規定する基準並びに同条第二項に規定する指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「基準省令」という。）の例による。

一部改正〔平成二五年条例四八号〕

- 第二章 指定に係る申請者の資格
(指定に係る申請者の資格)

第三条 法第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。

- 第三章 指定障害者支援施設等の一般原則
(指定障害者支援施設等の一般原則)

第四条 指定障害者支援施設等は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

一部改正〔令和三年条例九号〕

- 第四章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第五条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 生活介護を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次に掲げるとおりとすること。

(イ) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
(ロ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(一)及び(二)に掲げる数を合計した数以上とすること。

(一) 次の(i)から(iii)までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数

(i) 平均障害支援区分が四未満 利用者（基準省令第四条第一項第一号イ

(2)(一)(イ)(i)の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。(ii)及び(iii)において同じ。)の数を六で除した数

(ii) 平均障害支援区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

(iii) 平均障害支援区分が五以上 利用者の数を三で除した数

(二) (一)(i)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除した数

(2) 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とすること。

(3) 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあっては、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

(4) 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とすること。

(ハ) サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。） 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数以上

(1) 利用者の数が六十以下 一

(2) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数

ロ イ(ロ)の生活支援員のうち、一人以上は、常勤とすること。

ハ イ(ハ)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤とすること。

二 自立訓練（機能訓練）を行う場合

イ 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次に掲げるとおりとすること。

(イ) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とすること。

(2) 看護職員の数は、一以上とすること。

(3) 理学療法士又は作業療法士の数は、一以上とすること。

(4) 生活支援員の数は、一以上とすること。

(ロ) サービス管理責任者 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数以上

(1) 利用者の数が六十以下 一

(2) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数

ロ 指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練（機能訓練）に併せて利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合にあっては、イに掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くこと。

ハ イ(イ)の看護職員のうち、一人以上は、常勤とすること。

ニ イ(イ)の生活支援員のうち、一人以上は、常勤とすること。

ホ イ(ロ)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤とすること。

三 自立訓練（生活訓練）を行う場合

イ 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次に掲げるとおりとすること。

(イ) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

(ロ) サービス管理責任者 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ

(1)又は(2)に定める数以上

(1) 利用者の数が六十以下 一

(2) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数

ロ 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている場合については、イ(イ)中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」とすること。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ一以上とすること。

ハ 指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を行う場合にあっては、イ及びロに掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くこと。

ニ イ(イ)又はロ(イ)の生活支援員のうち、一人以上は、常勤とすること。

ホ イ(ロ)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤とすること。

四 就労移行支援を行う場合

イ 就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次に掲げるとおりとすること。

(イ) 職業指導員及び生活支援員

(1) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とすること。

(2) 職業指導員の数は、一以上とすること。

(3) 生活支援員の数は、一以上とすること。

(ロ) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

(ハ) サービス管理責任者 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ

(1)又は(2)に定める数以上

(1) 利用者の数が六十以下 一

(2) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数

ロ イの規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設（以下「認定指定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次に掲げるとおりとすること。

(イ) 職業指導員及び生活支援員

(1) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とすること。

(2) 職業指導員の数は、一以上とすること。

(3) 生活支援員の数は、一以上とすること。

(ロ) サービス管理責任者 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ

(1)又は(2)に定める数以上

(1) 利用者の数が六十以下 一

(2) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数

ハ イ(イ)又はロ(イ)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤とすること。

と。

ニ イ(ハ)又はロ(ロ)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤とすること。

五 就労継続支援B型を行う場合

イ 就労継続支援B型を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次に掲げるとおりとすること。

(イ) 職業指導員及び生活支援員

(1) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とすること。

(2) 職業指導員の数は、一以上とすること。

(3) 生活支援員の数は、一以上とすること。

(ロ) サービス管理責任者 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ

(1)又は(2)に定める数以上

(1) 利用者の数が六十以下 一

(2) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数

ロ イ(イ)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤とすること。

ハ イ(ロ)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤とすること。

六 施設入所支援を行う場合

イ 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次の(イ)又は(ロ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に定める数以上とすること。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は規則で定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とすること。

(イ) 利用者の数が六十以下 一

(ロ) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数

ロ サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設等において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねること。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項第一号イ(ロ)の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 第一項第六号イの施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 第一項第一号イ(ロ)又は第二号イ(イ)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合にあっては、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

6 第一項に規定する指定障害者支援施設等の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

一部改正〔平成二六年条例二九号・令和三年九号〕

第六条 削除

〔平成三〇年条例一五号〕

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)

第七条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等については、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、第五条第一項第一号ロ、第二号ハ及びニ、第三号ニ、第四号ハ(ロ(イ)に係る部分を除く。)並びに第五号ロの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等については、第五条第一項第一号イ(ハ)及びハ、第二号イ(ロ)及びホ、第三号イ(ロ)及びホ、第四号イ(ハ)、ロ(ロ)及びニ並びに第五号イ(ロ)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち規則で定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数以上とし、これらの規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

一 利用者の数の合計が六十以下 一

二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数

一部改正〔令和三年条例九号〕

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第八条 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち、それぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第二節 設備に関する基準

(設備)

第九条 指定障害者支援施設等は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他当該指定障害者支援施設等の運営上必要な設備を設けなければならない。

2 指定障害者支援施設等の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ヘ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ト ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

七 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 廊下幅

イ 一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

- 3 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、前項に定めるもののほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。
- 4 第一項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

第十条 削除

[平成三〇年条例一五号]

第三節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第十一条 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った者（以下「利用申込者」という。）に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、第四十六条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定による書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第十二条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前各項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第十三条 指定障害者支援施設等は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第十四条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十五条 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援B型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十六条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無及び支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第十七条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十八条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第十九条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第二十条 指定障害者支援施設等は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二十一条 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、前各項の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十二条 指定障害者支援施設等が、施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までの規定による支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第二十三条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定障害者支援施設等は、前各項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 生活介護を行う場合 次のイからニまでに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 創作的活動に係る材料費

ハ 日用品費

ニ イからハまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

二 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次のイからハまでに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ イ及びロに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

三 施設入所支援を行う場合 次のイからホまでに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第一号に規定する食費等の基準費用額（法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合にあつては、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

ロ 規則で定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ハ 被服費

ニ 日用品費

ホ イからニまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号イ、第二号イ及び第三号イに掲げる費用については、別に規則で定めるところによる。

5 指定障害者支援施設等は、第一項から第三項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定障害者支援施設等は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

一部改正〔平成二五年条例四八号〕

（利用者負担額に係る管理）

第二十四条 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項（法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害

福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等)

第二十五条 指定障害者支援施設等は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、第二十三条第二項の法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第二十六条 指定障害者支援施設等は、次条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定障害者支援施設等の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第二十七条 指定障害者支援施設等の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも三月に一回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に

行うこととし、特段の事情のない限り、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に利用者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

一部改正〔令和三年条例九号〕

(サービス管理責任者の責務)

第二十八条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
- 三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談等)

第二十九条 指定障害者支援施設等は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、利用者が、当該指定障害者支援施設等以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(介護)

第三十条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定障害者支援施設等は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
- 7 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第三十一条 指定障害者支援施設等は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(生産活動)

第三十二条 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行う

ように努めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵（じん）設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払等）

第三十三条 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）を、三千円を下回るものとしてはならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

（実習の実施）

第三十四条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、前各項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第三十五条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）

第三十六条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援

の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

一部改正〔令和三年条例九号〕

(就職状況の報告)

第三十七条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

(食事)

第三十八条 指定障害者支援施設等(施設入所支援を提供する場合に限る。)は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 5 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第三十九条 指定障害者支援施設等は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第四十条 指定障害者支援施設等は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第四十一条 従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第四十二条 指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設等の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第四十三条 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の設置者が利用者に係る知事が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次の各号に掲げるところにより管理しなければならない。

- 一 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- 二 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- 三 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- 四 当該利用者が退所した場合にあっては、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させ

ること。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第四十四条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。
(管理者による管理等)

第四十五条 指定障害者支援施設等は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定障害者支援施設等の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設等の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設等以外の事業所その他の施設の職務に従事させることができる。

2 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

3 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第四十六条 指定障害者支援施設等は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第五十二条第一項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 指定障害者支援施設等の目的及び運営の方針

二 提供する施設障害福祉サービスの種類

三 従業者の職種、員数及び職務の内容

四 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間

五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員

六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たっての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合にあつては、当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

一部改正〔令和三年条例九号〕

(勤務体制の確保等)

第四十七条 指定障害者支援施設等は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定障害者支援施設等は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔令和三年条例九号〕

(業務継続計画の策定等)

第四十七条の二 指定障害者支援施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

追加〔令和三年条例九号〕

（定員の遵守）

第四十八条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第四十九条 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

一部改正〔令和三年条例九号〕

（衛生管理等）

第五十条 指定障害者支援施設等は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

一部改正〔令和三年条例九号〕

（協力医療機関等）

第五十一条 指定障害者支援施設等は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 指定障害者支援施設等は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（掲示）

第五十二条 指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

一部改正〔令和三年条例九号〕

（身体拘束等の禁止）

第五十三条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

一部改正〔令和三年条例九号〕

（秘密保持等）

第五十四条 指定障害者支援施設等の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定障害者支援施設等は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第五十五条 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設等が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第五十六条 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第五十七条 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十一条第二項の規定により知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第四十八条第一項の規

定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定障害者支援施設等は、知事又は市町村長からの求めがあった場合には、第三項から前項までの改善の内容を知事又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定障害者支援施設等は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第五十八条 指定障害者支援施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第五十九条 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第五十九条の二 指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

追加〔令和三年条例九号〕

(会計の区分)

第六十条 指定障害者支援施設等は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第六十一条 指定障害者支援施設等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第二十一条第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録

二 施設障害福祉サービス計画

三 第四十四条に規定する市町村への通知に係る記録

四 第五十三条第二項に規定する身体拘束等の記録

五 第五十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 第五十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第五章 雑則

追加〔令和三年条例二四号〕

(電磁的記録等)

第六十二条 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの（第十二条第一項及び第十六条並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電

磁的記録により行うことができる。

- 2 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

追加〔令和三年条例二四号〕

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十八年十月一日から存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第二十九条に規定する身体障害者更生施設であったもののうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けていたもの（以下「旧指定身体障害者更生施設」という。）、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設であったもののうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けていたもの（以下「旧指定身体障害者療護施設」という。）若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設であったもののうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けていたもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第七十九号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。）第二条第三号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「旧指定特定身体障害者授産施設」という。）又は法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設であったもののうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けていたもの（整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第二条第一号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「旧指定知的障害者更生施設」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設であったもののうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けていたもの（旧知的障害者更生施設等指定基準第二条第二号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。以下「旧指定特定知的障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）については、当分の間、第九条第一項に規定する多目的室を設けないことができる。

第三条 平成十八年十月一日から存する旧指定知的障害者更生施設又は旧指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物に係る第九条第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。

第四条 平成十八年十月一日から存する旧指定身体障害者更生施設、旧指定身体障害者療護施設（旧身体障害者更生施設等指定基準附則第三条の適用を受けているものに限る。）、旧指定特定身体障害者授産施設、旧指定知的障害者更生施設又は旧指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物に係る第九条第二項の規定の適用については、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

- 2 平成十八年十月一日から存する旧指定身体障害者更生施設若しくは旧指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第二条第一項若しくは第四条第一項の規定の適用を受けていたもの又は旧指定知的障害者更生施設若しくは旧指定特定知的障害者授産施設であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第二条から第四条までの規定の適用を受けていたものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物に係る第九条第二項の規定

の適用については、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

第五条 平成二十四年四月一日前から存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）であって、同日以後指定障害者支援施設等となったものに係る第九条第二項の規定の適用については、当分の間、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・九五平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

第六条 平成十八年十月一日から存する旧指定身体障害者更生施設、旧指定特定身体障害者授産施設、旧指定知的障害者更生施設又は旧指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第九条第二項第二号トのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

第七条 平成二十四年四月一日前から存していた旧指定知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となったものについては、当分の間、第九条第二項第二号トの規定は、適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

第八条 平成十八年十月一日から存する旧指定知的障害者更生施設又は旧指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物に係る第九条第二項の規定の適用については、同項第八号イ中「一・五メートル」とあるのは、「一・三五メートル」とする。

2 平成十八年十月一日から存する旧指定身体障害者更生施設、旧指定身体障害者療護施設、旧指定特定身体障害者授産施設、旧指定知的障害者更生施設又は旧指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第九条第二項第八号ロの規定は、当分の間、適用しない。

第九条 平成二十四年四月一日前から存していた旧指定知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となったものについては、当分の間、第九条第二項第八号の規定は、適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

第十条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成二十五年七月九日条例第四十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十五日条例第二十九号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十三日条例第十五号）

改正 令和 三年 三月 九日条例第九号

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定を受けている第三条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第六条及び第十条に規定する指定障害者支援施設等については、第三条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五条及び第九条の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

一部改正〔令和三年条例九号〕

附 則（令和三年三月九日条例第九号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和四年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第四条第四項及び第四十六条第二項（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定入所施設基準条例」という。）第四条第四項及び第四十三条第二項（新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第四条第三項及び第四十一条の二（新指定障害福祉サービス基準条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百条、第一百条の四、第二百三条、第一百四十九条、第一百四十九条の四、第一百五十九条、第一百五十九条の四、第七十二条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十四条の十二、第九十四条の二十、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二並びに第二百一条第一項において準用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第三条第三項及び第三十二条の二（新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）、第六条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設等基準条例」という。）第四条第三項及び第五十九条の二、第七条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第三条第三項及び第四十六条、第八条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第三条第四項及び第二十条並びに第九条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第三条第四項及び第十八条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第十三条の二、新指定通所支援基準条例第三十九条の二（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、新指定入所施設基準条例第三十六条の二（新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、新指定障害福祉サービス基準条例第三十四条の二（新指定障害福祉サービス基準条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百条、第一百条の四、第二百三条、第一百四十九条、第一百四十九条の四、第一百五十九条、第一百五十九条の四、第七十二条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十四条の十二、第九十四条の二十、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二並びに第二百一条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、新障害福祉サービス基準条例第二十五条の二（新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、新指定障害者支援施設等基準条例第四十七条の二、新障害者支援施設基準条例第三十七条の二、新地域活動支

援センター基準条例第十五条の二及び新福祉ホーム基準条例第十三条の二の規定の適用については、新設備運営基準条例第十三条の二第一項、新指定通所支援基準条例第三十九条の二第一項、新指定入所施設基準条例第三十六条の二第一項、新指定障害福祉サービス基準条例第三十四条の二第一項、新障害福祉サービス基準条例第二十五条の二第一項、新指定障害者支援施設等基準条例第四十七条の二第一項、新障害者支援施設基準条例第三十七条の二第一項、新地域活動支援センター基準条例第十五条の二第一項及び新福祉ホーム基準条例第十三条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新設備運営基準条例第十三条の二第二項、新指定通所支援基準条例第三十九条の二第二項、新指定入所施設基準条例第三十六条の二第二項、新指定障害福祉サービス基準条例第三十四条の二第二項、新障害福祉サービス基準条例第二十五条の二第二項、新指定障害者支援施設等基準条例第四十七条の二第二項、新障害者支援施設基準条例第三十七条の二第二項、新地域活動支援センター基準条例第十五条の二第二項及び新福祉ホーム基準条例第十三条の二第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新設備運営基準条例第十三条の二第三項、新指定通所支援基準条例第三十九条の二第三項、新指定入所施設基準条例第三十六条の二第三項、新指定障害福祉サービス基準条例第三十四条の二第三項、新障害福祉サービス基準条例第二十五条の二第三項、新指定障害者支援施設等基準条例第四十七条の二第三項、新障害者支援施設基準条例第三十七条の二第三項、新地域活動支援センター基準条例第十五条の二第三項及び新福祉ホーム基準条例第十三条の二第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新設備運営基準条例第十四条第三項、新指定通所支援基準条例第四十二条第二項（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設基準条例第三十九条第二項（新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）、新指定障害福祉サービス基準条例第三十五条第三項（新指定障害福祉サービス基準条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第二百三十三条、第二百九十四条の十二並びに第二百九十四条の二十において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項及び第九十二条第二項（新指定障害福祉サービス基準条例第九十五条の五、第一百十条、第一百十条の四、第一百四十九条、第一百四十九条の四、第一百五十九条、第一百五十九条の四、第一百七十二条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第二百零一条、第二百零一条の十一、第二百零一条の二十二及び第二百十条第一項において準用する場合を含む。）、新障害福祉サービス基準条例第二十七条第二項及び第四十八条第二項（新障害福祉サービス基準条例第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設等基準条例第五十条第二項、新障害者支援施設基準条例第三十九条第二項、新地域活動支援センター基準条例第十六条第二項並びに新福祉ホーム基準条例第十四条第二項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第四十五条第三項（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設基準条例第四十二条第三項（新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）、新指定障害福祉サービス基準条例第三十六条の二第三項（新指定障害福祉サービス基準条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百十条、第一百十条の四、第二百三十三条、第一百四十九条、第一百四十九条の四、第一百五十九条、第一百五十九条の四、第一百七十二条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第二百零一条、第二百零一条の十一、第二百零一条の二十二並びに第二百十条第一項において準用する場合を含む。）、新障害福祉サービス基準条例第二十八条第三項（新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設等基準条例第五十三条第三項及び新障害者支援施設基準条例第四十一条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

附 則（令和三年七月二十日条例第二十四号）

この条例は、令和三年八月一日から施行する。